

行政事業レビュー実施要領

1 基本的な考え方

行政事業レビュー（以下「レビュー」という。）は、各府省自らが、自律的に、概算要求前の段階において、原則全ての事業について、予算が最終的にどこに渡り（支出先）、何に使われたか（使途）といった実態を把握し、これを国民に明らかにした上で、外部の視点も活用しながら、過程を公開しつつ事業の内容や効果の点検を行い、その結果を予算の概算要求や執行等に反映させる取組である。

レビューは、行政の無駄の削減はもとより、事業の効果的、効率的な実施を通じ質の高い行政を実現するとともに、国の行政の透明性を高め、国民への説明責任を果たすために実施されるものである。

2 体制整備

（１）行政事業レビュー推進チーム

- ① 各府省は、以下の構成を基本とした「行政事業レビュー推進チーム」（以下「チーム」という。）を設置し、レビューの責任ある実施に取り組むこととする。

統括責任者：官房長（官房長のない省庁にあっては総括審議官等同等クラス）

副統括責任者：会計課長及び政策評価担当課長

メンバー：各局総務課長等。その他、チームの果たすべき役割を踏まえ、地方支分部局等を含めた関係者が連携・協力できるよう各府省で適切に選任、参画させる。

なお、各府省の判断により、統括責任者、副統括責任者をより上位の職位の者とすることができる。その場合でも、官房長（官房長のない省庁にあっては総括審議官等同等クラス）、会計課長、政策評価担当課長はチームのメンバーとして参画するものとする。

- ② チームは、以下の取組を行うものとする。

ア 事業所管部局による行政事業レビューシート（以下「レビューシート」という。）の適切な記入及び厳格な自己点検の指導

イ 外部有識者の点検を受ける事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取

ウ 外部有識者による公開の場での点検（以下「公開プロセス」という。）の対象となる事業の選定及び点検結果の聴取

エ ア、イ及びウを踏まえた事業の厳しい点検（サマーレビュー）及び点検結果（所見）のとりまとめ

オ チーム所見を踏まえた事業の改善状況の点検

カ 当該府省全体の概算要求への反映状況の確認及びとりまとめ

- ③ レビューは各府省自らが、自律的に実施する取組であることに鑑み、チームは、②に加えて、主体的かつ不断に創意工夫を重ねながら、レビューの実効性向上のための取組を積極的に行うものとする。

(2) 行動計画の策定

各府省は、毎年、4月上旬（平成25年においては4月下旬）までに、当該年におけるレビューの行動計画を策定し、公表するものとする。行動計画には、当該府省におけるレビューの取組体制、取組の進め方、スケジュール等を定めるものとする。

(3) 事業単位の整理及び施策と事業との対応関係の明示

各府省は、事務的経費、人件費等を除く全ての前年度の事業（同年度限りで終了した事業を含む。以下「前年度事業」という。）について、別途、内閣官房行政改革推進本部事務局（以下「事務局」という。）が示す様式にしたがって点検の対象となる事業の単位（以下「事業単位」という。）を整理する。

事業単位の整理に当たっては、国民に対する説明責任を果たす観点から、事業内容が国民にとってわかりやすいものとなるよう、特に留意するとともに、レビューと政策評価の連携を確保するため、目標管理型の政策評価の対象となる施策と、当該施策を構成する事務事業に係るレビュー対象事業との対応関係を明記する。

なお、移替経費については、原則として、予算を計上した府省が、支出した府省の協力を得て、レビューシートの作成、事業の点検（公開プロセスを含む。）を行うものとする。

3 レビューシートの作成及び中間公表

(1) レビューシートの作成

- ① 各府省は、事業単位ごとに、別途、事務局が示す様式にしたがって、レビューシートを作成する。

- ② レビューシートの作成に際しては、以下の点に特に留意するものとする。

ア 成果目標及び成果実績（アウトカム）並びに活動指標及び活動実績（アウトプット）の記載に際しては、記載内容の客観性を維持するため、可能な限り具体的かつ定量的な数値を記載する。

イ 類似の事業がある場合は、「重複排除」欄に、その事業名、所管府省、所管部局名等を記載するとともに、当該事業と類似事業の役割分担の具体的な内容を記載する。この際、類似事業を可能な限り幅広い範囲で捉え、積極的に国民に対する説明責任を果たしていくものとする。

ウ 予算に関する透明性を確保するため、予算の支出先やその費目・使途については、十分な把握を行うとともに、最終的な資金の受け手や予算の具体的な使途がわかるよう記載する。特に、補助金等の交付により造成された基金や交付金については、これを徹底する必要がある。

エ 事業内容の理解に資する資料を適宜添付することは望ましい取組であるが、必要な情報を効率よく伝達するため資料の分量は最小限のものとする。

(2) 事業所管部局による点検

事業所管部局は、予算の支出先、使途、活動実績等を踏まえ、事業の厳しい点検を行い、その結果をレビューシートにわかりやすく記載する。その際、事業にどのような課題があり、その課題に対してどのように対応していくのかといった点検の具体的な内容について、可能な限り具体的な説明を行うこととする。

(3) 中間公表

レビューシートについては、事業の目的、概要、各年度の執行額、成果目標、事業所管部局による点検結果、資金の流れ、費目・使途、支出先上位10者リストなど記入可能な事項を記入の上、

- ① 公開プロセスの対象となる事業（以下「公開プロセス対象事業」という。）に係るものについては、原則として公開プロセスの開始日の10日前までに、
- ② その他の事業（以下「公開プロセス非対象事業」という。）に係るものについては原則6月末、遅くとも7月上旬までに、

各府省のホームページにおいて中間公表を行う。この際、レビューと政策評価の一覧性に留意して、国民にとって分かりやすい公表を行うものとする。

4 外部有識者による点検

(1) 外部有識者の指名

- ① 各府省は、外部有識者を複数名指名し、外部の視点を活用したレビューの実施に取り組むものとする。
- ② 外部有識者は、以下のいずれかの要件を満たす者の中から、過去の実績、職歴等を勘案して指名するものとする。
 - ア 予算の実際の使われ方など予算執行の現場に知見を有する者
 - イ 行政全般、個別の行政分野の在り方等に識見を有する者
 - ウ 独立行政法人や公益法人の仕組み、実態、問題等に知見を有する者
 - エ 民間取引の実態や、地域や現場で生じている問題等に知見を有する者
- ③ 外部有識者の選任や、外部有識者会合の意思決定等への関与にあたっては、特に利益相反が生じることのないよう留意する。このため、外部有識者のうち、点検対象事業の執行に関し利害関係がある者及び過去3年間に於いて点検対象事業に係る審議会、検討会等の委員、専門委員等になっていた者は、当該事業に係る点検を行うことができないこととする。
- ④ 各府省が指名する外部有識者が②及び③に照らして不適當であると認められる場合は、事務局は、各府省に対し、意見を述べることができる。

(2) 外部有識者会合

- ① 各府省は、(1) で指名した外部有識者によって構成される「行政事業レビュー外部有識者会合（以下「外部有識者会合」という）。」を設置する。
- ② 外部有識者会合は、外部有識者それぞれの特性や専門性を十分に活用しつつ、以下の取組を行うものとする。
 - ア 外部有識者による事業の効率的・効果的な点検のための調整
 - イ 当該府省におけるレビューの取組状況の随時点検、必要に応じた意見の提出
 - ウ 当該府省におけるレビューの取組を踏まえた、翌年以降の取組に向けた改善点に関する意見の提出（レビューシート最終公表後）
- ③ 外部有識者会合の議事概要及び資料は、事後に公表するものとする。

(3) 対象事業の選定

- ① チームは、以下の基準のいずれかに該当する事業について、外部有識者に点検を求める必要がある。
 - ア 前年度に新規に開始したもの
 - イ 当該年度が事業の最終実施年度又は最終目標年度に当たるなど、翌年度予算の概算要求に向けて事業の継続の是非等を判断する必要があるものなお、アに該当する事業であるものの、事業の執行が進んでいない、又は効果が十分に発現していない等の理由により、外部有識者が十分な事業の点検を行うことができず引き続き翌年も点検を実施する必要があると判断した場合、チームは、その旨をレビューシートの所定の欄に記載するとともに、翌年も当該事業の点検を外部有識者に求めるものとする。
- ② チームは、①の他に、全てのレビュー対象事業が少なくとも5年に一度を目途に外部有識者の点検を受けることになるよう、前年度事業の中から事業を選定し、外部有識者に点検を求めるものとする。この場合、特に、
 - ・ 当該年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連する事業
 - ・ 前年度に事業内容が大幅に見直され、実施されたもの又は翌年度予算の概算要求に向けて事業の大幅な見直しを検討しているもの
 - ・ 事業の執行に関して、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの等、外部の視点による事業の点検の必要性が高いと判断されるものを重点的に選定する。その際、対象事業数に年ごとの偏りが生じないように選定を行うこととする。

(4) 所見欄への記入

チームは、外部有識者による点検の結果を、外部有識者の所見として、レビューシ

ートの所定の欄に記入する。この際、外部有識者による事業の改善すべき点の指摘や、検討すべき課題についての提案等を記載するものとする。

(5) 外部有識者への情報提供等

各府省は、外部有識者が適切な点検を行えるよう十分な情報を提供するとともに、外部有識者から資料の提供、ヒアリングの実施等の要請があった場合には、誠実かつ迅速に対応するものとする。

(6) 外部有識者所見の取扱い

各府省は、外部有識者の所見を概算要求に向けての事業の検討において活用するとともに、異なる対応を行う場合には、十分な説明責任を果たす必要がある。

5 公開プロセスの実施

(1) 対象事業の選定

① チームは、4の(3)の外部有識者による点検の対象事業のうち、以下の基準のいずれかに該当するものを公開プロセスの対象事業として選定することとする。

ア 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの

イ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの

ウ 事業の執行に関して、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの

エ 当該年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの（複数も可）

オ その他公開の場で外部の視点による検証を行うことが有効と判断されるもの

② 公開プロセスを効果的かつ効率的に実施するため、原則として、事業単位で1億円未満のものについては対象としないものとする。ただし、複数の1億円未満の事業を一括りにして、その総額が1億円を超える場合や、1億円を超える事業の数が限られている府省において、公開の場で外部の視点による検証を行うことが有効と判断される事業がある場合はこの限りではない。

③ 事務局は、各府省が選定した公開プロセス対象事業のほかに、又はその一部若しくは全部に替えて、上記に照らし公開プロセスの対象に追加すべき事業があると判断する場合、各府省に対し、対象事業の追加を求めることができる。

④ 各府省は、公開プロセス対象事業の数を当該府省の外部有識者による点検の対象事業数の多寡等を踏まえて判断する。また、公開プロセスの実施期間はおおむね1～2日程度を目途に、事業数に応じて設定するものとする。なお、レビューの対象事業数が少なく、かつ、①の基準に該当する事業がないと考える府省は、公開プロセスの取扱いについて、事業単位を整理する段階で、事務局に事前に協議を行うも

のとする。

(2) 外部有識者の選定方法

- ① 公開プロセスに参加する外部有識者は6名とし、各府省が3名を選定し、行政改革推進会議の意見を踏まえて事務局が3名を選定する。各府省は、外部有識者からとりまとめ役を指名する。
- ② 各府省においては、4の(1)で指名した外部有識者が公開プロセスに参加することを基本とするが、やむを得ない事情がある場合は、同じ基準で外部有識者を追加的に指名し、公開プロセスに参加させることができる。

(3) 事前勉強会及び現地ヒアリングの実施等

各府省は、公開プロセスの実施に先立ち、外部有識者に対し、公開プロセス対象事業に係る事前勉強会及び現地ヒアリングの機会を随時提供するとともに、外部有識者から資料の提供、現地ヒアリングの実施等の要請があった場合には、誠実かつ迅速に対応するものとする。

(4) 公開プロセスの進め方

- ① 公開プロセスは、6月上旬から中旬までを目途に実施することを原則とする。
- ② 公開プロセスは、チームの統括責任者又は副統括責任者の進行の下で実施する。進行役は、それぞれの事業の点検の冒頭に論点を説明するとともに、議事の公正な進行に努めるものとする。
- ③ 公開プロセスは、一般傍聴までは要しないものの、インターネット中継等により公開性を担保する。また、結果及び議事録を事後に公表するものとする。
- ④ 公開プロセスにおける点検・議論は、無駄の削減の観点だけでなく、より効果の高い事業に見直すとの観点から熟議型により行うこととする。

外部有識者は、公開の場における事業所管部局との質疑及び意見交換を経た後、「事業全体の抜本的改善」、「事業内容の改善」又は「現状通り」の3つのいずれかに投票する。それぞれの選択肢の基本的な考え方は以下のとおり。

 - ・ 事業全体の抜本的改善：上位の政策、施策に照らして事業を実施する必要性が認められない場合や、事業全体として資金が効率的に使われていない又は効果が薄いなど、廃止も含めた事業の在り方の抜本的な改善が必要と判断される場合等
 - ・ 事業内容の改善：資金が効率的に使われていない又は効果の薄いメニューが含まれているなど事業内容を見直す必要がある場合等
 - ・ 現状通り：特段見直す点が認められない場合等

- ⑤ とりまとめ役は、票数の分布、外部有識者のコメント、質疑及び議論の内容等を総合的に勘案して、評価結果及びとりまとめコメントの案を提示する。外部有識者は、提示された評価結果及びとりまとめコメントの案に対し意見を述べることであり、それらの意見を踏まえ、とりまとめ役は、必要な修正を加えた最終的な評価結果及びとりまとめコメントを公表するものとする。

評価結果は、外部有識者の評価において最も票数が多い選択肢とすることを基本とするが、票数の分布等に鑑みてそれが適当でない場合には、一致した評価結果を示さず、票数の分布を紹介することとして差し支えない。

とりまとめコメントは、改善を検討すべきポイントや事業見直しの方向性を簡潔に説明するものとする。外部有識者の意見が一致しない場合には、複数のコメントを併記することとして差し支えないが、その際には、それぞれのコメントが何名の外部有識者の同意を得たものなのかを明らかにするものとする。

- ⑥ チームは、公開プロセスの評価結果及びとりまとめコメントを、レビューシートの所定の欄に記入するものとする。

(5) 結果の取扱い

評価結果及びとりまとめコメントは、事業見直しの方向性や見直しの内容を外部の視点から提示するものであって、概算要求に当たっての各府省の判断を示すものではない。しかしながら、公開の場での議論の結果であることを踏まえ、各府省は概算要求に向けての事業の検討において尊重するとともに、異なる対応を行う場合は、十分な説明責任を果たす必要がある。

6 チームによる点検（サマーレビュー）及び概算要求等への反映

(1) 点検を行う体制

点検を行う事業の数が数百にも及ぶような府省においては、事業の十分な点検を行う観点から、チームの下に複数のワーキングチームを設け分担して点検を行うなど、厳正な点検を効率的に行える体制を整備するものとする。

(2) 所見欄への記入

チームは、点検結果を所見としてレビューシートの所定の欄に記入するものとする。この場合、5の(4)の④に定義されている「事業全体の抜本的改善」、「事業内容の改善」又は「現状通り」との評価結果を明記した上で、具体的な所見を記入するものとする。

(3) 概算要求等への反映

各府省は、チームの所見を翌年度予算の概算要求や予算執行等に的確に反映するものとする。この際、国民への説明責任を果たす観点から、チーム所見を踏まえてどのように検証を行ったのか、どのように改善を行ったのかなど、その反映状況等について、レビューシートの所定の欄にわかりやすく記述するものとする。

7 点検結果の最終公表

(1) レビューシートの最終公表

各府省は、チームの所見と所見を踏まえた事業の改善点、翌年度予算概算要求における要求額等を記入したレビューシートを、概算要求の提出期限までに公表するものとする。この際、レビューと政策評価の一覧性に留意して、国民にとって分かりやすい公表を行うものとする。

(2) 概算要求への反映状況の公表

各府省は、チームの所見の各事業への反映状況や反映額の総額等を取りまとめ、事務局が別途示す様式に記入の上、レビューシートの最終公表後 1 週間以内に公表するものとする。

8 新規事業及び新規要求事業の取扱い

(1) レビューシートの作成、公表

各府省は、前年度事業のほか、

- ・当該年度に新規に開始した事業（以下「新規事業」という。）
- ・翌年度予算概算要求において新規に要求する事業（以下「新規要求事業」という。）

についても、レビューシートに事業の目的、概要、成果目標・成果実績、活動指標・活動実績、単位当たりコストなど記入可能な事項を記入の上、

- ・新規事業については、前年度事業と同じ時期に、
- ・新規要求事業については、翌年度予算概算要求の提出期限後 2 週間以内を目途に、公表を行う（新規要求事業については中間公表を要しない。）。

なお、新規事業は、前年度事業と同時期に、別途、事務局が示す様式にしたがって事業単位を整理するものとする。

(2) チームによる点検及び概算要求等への反映

① 新規事業及び新規要求事業については、事業の必要性、効率性及び有効性の観点から、計画が適切に立てられているか、資金が効率的、効果的に用いられる仕組みとなっているか等について点検を行うほか、十分な情報の開示など透明性が確保されているか等について点検を行い、点検結果を所見としてレビューシートの所定の欄に具体的に記入する。

② 各府省は、チームの所見を概算要求や予算執行等に的確に反映するとともに、チームの所見の各事業への反映状況や反映額の総額等を取りまとめ、事務局が別途示す様式に記入の上、

- ・新規事業については、レビューシートの最終公表後 1 週間以内に、
- ・新規要求事業については翌年度予算概算要求の提出期限後 2 週間以内を目途に、それぞれ公表するものとする。

9 行政改革推進会議による点検等

(1) レビューシート最終公表後の点検

行政改革推進会議は、各府省の点検が十分なものとなっているか、点検結果が的確に概算要求に反映されているか等についてチェックを行い、必要に応じ、チェックの結果が予算編成過程で活用されるよう意見を提出するものとする。

また行政改革推進会議は、各府省の優れた取組を積極的に評価し、レビューの実施方法の改善に活用する。

(2) レビューの取組に係る行政改革推進会議への報告等

各府省は、行政改革推進会議からの求めに応じ、同会議にチームの取組や公開プロセスの実施等のレビューの取組に係る報告等を行うものとする。

10 その他重要事項

(1) 国民からの意見募集

事務局は、公表されたレビューシートを元に、事業の見直しに関する国民からの意見募集を行い、結果を各府省に伝達するとともに、行政改革推進会議によるレビューシート最終公表後の点検に活用するものとする。

(2) 人事評価への反映

各府省は、職員が、レビューの取組を通じ、厳格な事業の点検や積極的な事業見直しを行った場合、当該職員の人事評価に適切に反映されるよう工夫を行うものとする。

(3) 政策評価との連携

① レビューは、事業レベルでのPDCA（Plan：企画・立案、Do：執行、Check：評価・検証、Action：反映）サイクルの具体化を図る取組であり、政策・施策レベルにおけるPDCAサイクルの基盤である政策評価と連携して取り組むことにより、より効果的、効率的に推進していく必要がある。

② このため、各府省は、以下のような取組を進めていくことが推奨される。

ア 合同のチームによるレビューと政策評価の一体的な推進

イ レビューの外部有識者会合と、政策評価に関する外部の有識者によって構成される同種の会合の合同開催

(4) ルールの追加等

本ルールのほか、レビューの実施に必要な事項は、事務局から随時提示し、各府省においては、事務局と調整しながらレビューを実施するものとする。

行政改革推進会議は、本ルールや事務局から提示された事項に則してレビューを行っていない府省があると認める場合は、必要な改善が行われるよう意見を提出するものとする。